

1 法人理念

私達は、「安心して子育てがしたい」、「障がいをもっていても介護が必要な状態になっても、自分らしさを大切に、できる限り住み慣れた家・池田町で暮らし続けたい」という願いの実現を目指します。

2 事業方針

少子高齢社会、核家族化による家族構成や社会構造の変化により、家庭内や地域住民同士の相互のつながりが希薄になってきており、子育てや介護の中で孤立するなど様々な地域課題が生じています。

池田町社会福祉協議会は、誰もが自分らしく暮らせるために、池田町民の全ての生活を支えることを目的に、本人、家族、地域のできることを尊重し、相談、介護、支え合い活動を進めていきます。

その必要な支援のもと、認知症になっても、障がいがあっても、その人らしさを家族、地域の人、繋がりのある全ての人に大切にされ、自宅・地域でその人らしい、喜びと満足感の高い暮らしの実現を目指します。

3 事業内容

今年度の事業内容は下記のとおり推進します。(別紙「主要事項」「詳細事項」参照)

- (1) 地域支え合い推進事業
- (2) 福祉サービスの充実強化
- (3) 支援事業の充実

4 重点事業

(1) 法人全体

ア 感染症対策や災害時の備え

新型コロナウイルス感染症や各地で災害が発生する中、高齢者、障害のある方、子ども等様々な方の生活を支えるサービスや事業を推進する上で、サービスを利用する方や職員の健康・生命を守りながら、感染症や災害が発生しても必要なサービス・事業が安定的、継続的に提供できる体制を強化していきます。

- 新型コロナウイルス感染症及び自然災害発生時の業務継続計画（BCP）の策定
- 感染予防及びまん延防止の研修及び災害・感染症が発生した場合の訓練の実施
- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の体制整備（感染対策委員会の設置）

イ 人材の確保・定着及び育成について

人材確保・定着については、就業規程の定めた労働時間等の遵守、有給休暇等の取得促進、福利厚生制度の利用を図り、そして職場の人間関係を円滑に進めるため必要な情報を職員間で共有できる体制をつくり、その裏返しであるハラスメントの防止策

を機能させていきます。

また、人材育成として、キャリアパス制度の向上及び職業人としての知識や各専門知識・技能の研修制度を構築し、職員の働きがいの向上を図っていきます。

- 各事業所の管理者と総務で適正な管理を図るため、勤怠管理システムの導入を検討
- ICT（情報通信技術）を活用した情報共有の体制整備
- ハラスメント防止対策に関する基本方針の実施（研修の実施、相談窓口設置、防止対策委員会の設置等）
- キャリパスに基づく研修の機会の確保（外部研修の受講促進、内部研修の充実）

ウ 介護サービス及び障害福祉サービスの質向上にむけて

介護及び障害福祉サービスの制度が求める理念や内容を職員が理解し、より良いサービスの提供を図ることをめざし、働きやすく・働きがいのある職場づくりを構築していきます。その裏返しである従事者による虐待、不適切な支援の防止を組織全体で取り組み、結果として利用者の生活の質を上げることにつなげていくことをめざします。

- 虐待防止のための指針及び身体拘束等の適正化のための指針の実施
- 虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会）の設置

エ 介護サービス体制の見直し及び福祉ニーズに対する検討

経年により、小規模介護サービス拠点の修繕（備品の買い替え含む）が多く必要になっています。その一方で新型コロナウイルス感染拡大等の要因により、利用稼働率が低下している事業所があります。そこで、今後の事業継続について検討を行います。

また、子育て支援の充実を図るため、子どもの放課後の居場所等について、検討を継続していきます。

(2) 地域支え合い推進係

誰もが自分らしく暮らすため、事業サービス以外の「生活を支えるための社会資源」をコーディネートしていきます。本年度は、下記を重点的に進めていきます。

- 令和3年7月から開始した、訪問型サービス D 型事業の利用拡大を図るため、行政関係機関や介護支援事業所等と連携を図り、利用対象者への周知を図っていきます。また、訪問型サービス B 型事業の創出や配食サービスの仕組みについて、池田町支え合い・助け合いを広げる協議体と実施に向けて検討していきます。
- サポートてるてる、いけだファミリーサポートセンター事業の担い手養成講座の開催や地域の集まりの場での周知等により、地域の支え合い活動への醸成を図ります。
- 判断能力が不十分な方の権利擁護に関わる研修等に参加し、特に成年後見制度利用促進については、北アルプス成年後見支援センターや池田町地域包括支援センター等と連携しつつ、地域の方と共に今後の方向性を検討していきます。

(3) いけだ訪問介護事業所

介護サービス計画を3ヶ月に一度、見直しを行い、利用者の状態に合わせたサービス提供に努めます。月に一度、担当介護支援専門員に、各利用者の状況報告を行い、情報の共有を図ります。

感染症や災害が発生した場合でも、必要な訪問介護サービスを継続的に提供できるように、また、仮に一時中断した場合でも早期に業務が再開できるように業務継続計画を策定し、研修や訓練（シミュレーション）を実施します。

(4) いけだ訪問看護ステーション

訪問により、医療と生活の両面からご利用者の在宅療養の支援を行います。具体的には、重症化予防（病状の悪化予防）、入院予防及び病気に基づく早期からのご利用者意思決定支援を図っていきます。

そのために、介護と医療の連携をより促す役目を担い、また、地域の関わりを増やし、情報共有をしながら在宅医療の質向上を図ります。その上で、個別訪問看護計画の達成度について評価していきます。

また、従業員の研修は、eラーニングシステム（訪問看護サポート配信）を中心にを行い、従業員のスキルアップを図っていき、同時に最新の情報を得ていきます。

(5) いけだデイサービスセンター高姫

○ 自分たちが行っている業務がなぜ行っているのかを振り返り「なぜ」を大切に根拠に沿ったサービス提供が出来るようにしていきます。そのために定期的にケース検討会（グループワーク）を開催し個別のケースを通して気づきの力を付けていきます。

○ 個々のスキルアップを目指し外部研修（オンライン研修も含む）に積極的に参加していきます。

○ ICT等を活用し業務の効率化を図っていきます。

(6) いけだデイサービスセンター小島館

ご利用者一人一人の疾病や家庭環境等を把握し、今まで以上に利用者を観察し変化に気づき、関係機関と連携を図る中で重症化予防に努めます。

また、利用者が生き生きと暮らせる支援（野菜作り、買い物、図書館へ行く等）を積極的に個別支援計画に位置付けていきます。

(7) いけだ南部デイサービスセンターさくらの家

通所利用時に昼食の調理や片付け等のお手伝いをして頂き、利用者各々が役割を見出し、身体的精神的な残存能力の低下を防ぎながら各々の時間を過ごせる様に心・想いに寄り添ったケアを実践します。

食事作りや利用者とのコミュニケーションツールとして畑の活用を行い環境整備の事も含め主業務に差し支えない程度に活動していきます。

(8) いけだ小規模多機能型居宅介護事業所おひさまの家

ご利用者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、環境や状態に合わせ適切な支援・サービスを柔軟に提供していきます。また、民生児童委員さんや地域の方とも担当者会議や個別訪問等で情報共有し、地域との繋がりを切らない支援を目指します。

災害や新型コロナウイルス感染症等に対して、未然の防止や発生時には被害を最小限にとどめるため、事業継続計画を早急に策定し有事に備えていきます。ご利用者、従業員、そして地域の方が安心して過ごせる環境づくりを目指していきます。

(9) いけだ社協介護支援事業所

ご利用者の自立支援を図るため、特に食事、買い物、掃除、通院等の生活支援について、地域の多様な資源を活用できるよう目指します。地域支え合い助け合いを広げる協議体や地域支え合い推進員、他の居宅介護支援事業所との連携を図り、個別ケース事例検討をより深め、地域包括支援センターへ地域課題の提案を行い検討する機会を増やすことにより、社会資源の発掘、調整や創設を引き続き進めていきます。

また、感染症に対する臨時的取扱い時及び災害時においても地域で安心して生活できるよう業務継続を実施するための体制整備を行います。

(10) いけだ地域活動支援センターくわの木

- 町のニーズに応えるための居場所づくりを進めていきます。感染対策を行いながら、販売会等を実施し地域との関わり合いを増やしていきます。
- 町多世代相談センターや相談支援専門員と連携を図っていきます。その中で利用者の個々のニーズを共有し、くわの木で行う個別支援を明確にしたうえで支援方針を決め、支援を行っていきます。
- 職員の資質向上を目指していきます。具体的には権利擁護研修、業務内容の理解のための研修、支援内容を見直すための工夫を構築していきます。

【主要事項】

法人運営

- | | | |
|-----|---------------------------|--------------|
| 1 | 組織の充実強化 | |
| (1) | 理事会（執行機関）の開催 | 年3回以上 |
| (2) | 評議員会（議決機関）の開催 | 年3回以上 |
| (3) | 委員会の開催 | |
| ア | 衛生委員会 | 年12回 |
| イ | <u>ハラスメント防止対策委員会</u> | <u>年1回以上</u> |
| ウ | <u>虐待防止委員会</u> | <u>年1回以上</u> |
| エ | <u>感染対策委員会</u> | <u>年2回以上</u> |
| 2 | 法人運営の円滑な事務処理 | |
| (1) | 届出の処理（法人現況報告・介護保険事業変更等） | |
| (2) | 申請の処理（各補助金・各介護報酬・各受託金等） | |
| (3) | 登記の処理（定款変更・資産変更等） | |
| (4) | 定款・各規程等の整備 | |
| 3 | 地域福祉の推進 | |
| (1) | 地域支え合い推進事業 | 詳細事項参照 |
| (2) | 福祉サービスの充実強化 | 詳細事項参照 |
| (3) | 支援事業の充実 | 詳細事項参照 |
| (4) | 地域福祉活動計画の実施（令和3年度～令和7年度） | |
| (5) | 総合相談支援体制の充実 | |
| 4 | 経営管理の強化 | |
| (1) | 感染症対策や災害時の備え | |
| (2) | インターンシップ、見学及び実習生の積極的な受け入れ | |
| (3) | 人材育成システム（研修体系）構築 | |
| 5 | 安定的財政の確立 | |
| (1) | 会費（普通・賛助・法人）の理解促進 | 7月 |
| (2) | 共同募金活動の理解促進 | 10月 |
| (3) | 介護、障害福祉サービスの安定的経営 | |
| (4) | 池田町等の補助・受託事業の充実 | |

【詳細事項】

地 域 支 え 合 い 推 進 事 業	1 福祉ニーズに即した社会福祉事業の企画と実施	
	(1) 福祉車両の貸し出し	
	(2) 地域生活支援事業	
	ア 車いすの貸し出し	
	イ 家族サポート事業（高齢者、障がい児・者の生活支援）	
	ウ 生活サポート事業（金銭管理・財産保全サービス）	
	エ タイムケア事業（障がい児・者対象の一時的介護）	受託
	(3) 子育て支援事業	
	ア 育児支援家庭訪問事業	受託
	イ ファミリー・サポート・センター事業	受託
	ウ 子育て研修交流事業（年1回）	
	エ 北アルプス地域子ども応援プラットフォームへの協力	
	2 住民参加による福祉活動の展開と援助	
	(1) 小地域活動支援・援助事業	
	ア ふれあい・いきいきサロン推進事業	
	イ 災害時住民支え合い活動推進事業	
	ウ サポートてるてる事業	
	エ ぶらりおでかけ乗りましょカー（訪問型サービスD型事業）	
	(2) ボランティアセンター事業	
	ア ボランティア相談斡旋	
	イ 災害救援ボランティアの養成及び登録制度の推進	
	ウ 福祉教育の推進	
	○社会福祉推進校事業の推進（町内5校対象）	
	○池工版デュアルシステム受け入れへの協力	
	○ふるさとチャレンジ塾（町公民館と共催）	
	○いきいき元気みのり塾（町公民館と共催）	
	○理解促進研修・啓発事業等への協力（町との共催）	
エ セルフ・ヘルプグループへの支援		
オ ボランティアグループ活動支援		
○町民活動サポートセンター（町公民館）との連携		
カ ボランティア活動保険加入推進		
キ 池田町ボランティア活動連絡会との連携		
ク 大北ブロックボランティア地域活動フォーラムへの協力		
3 福祉ニーズ調査、地域福祉の普及・広報・連絡調整及び助成		
(1) 調査・普及・広報		
ア 社会福祉情報の収集（ニーズ調査）		
イ 社協報いけだ（機関紙）の発行、ホームページ・フェイスブックの活用		
ウ 社会福祉大会の開催（第35回）		
(2) 連絡調整及び助成		
ア 地域住民、保健・医療・福祉機関、団体・関係機関等との連携		
イ 福祉団体等への助成事業		

福祉サービスの充実強化	1 生活支援・在宅福祉事業	
	(1) 福祉輸送サービス事業	受託
	(2) 家族介護継続支援事業	受託
	(3) 心配ごと相談所事業（月2回）	
	2 居宅介護等事業（いけだ訪問介護事業所）	
	(1) 訪問介護事業	介護保険
	①指定第1号訪問事業（訪問型サービス相当事業、A型事業）	介護予防・日常生活支援総合事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律
	(2) 居宅介護事業	
	3 デイサービス事業	
	(1) いけだデイサービスセンター高姫	介護保険
	①指定第1号通所事業（通所型サービス相当事業、A型事業）	介護予防・日常生活支援総合事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律
	②基準該当生活介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律
	(2) いけだデイサービスセンター小島館	介護保険
	①指定第1号通所事業（通所型サービス相当事業、A型事業）	介護予防・日常生活支援総合事業
(3) いけだ南部デイサービスセンターさくらの家	介護保険	
①指定第1号通所事業（通所型サービス相当事業、A型事業）	介護予防・日常生活支援総合事業	
(4) 日中一時支援事業	受託	
4 居宅介護（介護予防）支援事業（いけだ社協介護支援事業所）	介護保険	
①介護予防ケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業	
5 訪問看護事業（いけだ訪問看護ステーション）	介護・医療保険	
6 地域活動支援センター事業（くわの木）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律	
7 小規模多機能型居宅介護事業（いけだ小規模多機能型居宅介護事業所おひさまの家）	介護保険	
8 特定相談支援事業・障害児相談支援事業（いけだ社協特定相談支援事業所）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律	
9 生活支援体制整備事業	受託	
(1) 池田町支え合い・助け合いを広げる協議体の開催		
(2) 地域支え合い推進員の配置		
支援事業の充実	1 生活資金（限度額10万円）の効果的貸付と償還の促進	
	2 生活福祉資金（県社協事業）の効果的貸付と償還の促進	
	3 災害等見舞金の支給	
	4 日常生活自立支援事業の実施	受託（県社協）
	5 生活困窮者自立支援事業への協力	
	(1) まいさぼ出張所の開設	受託（県社協）
(2) 子どもの学習支援事業の実施	受託（県）	
6 「長野県あんしん創造ねっと」への協力		

